87.02		10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車		87.02		10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車	
8702.10	000	－ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）のみを搭載したもの	ＮＯ	8702.10	000	－ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したもの	ＮＯ
8702.20	000	－駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもの	ＮＯ			［新規］	
8702.30	000	－駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したもの	ＮＯ			［新規］	
8702.40	000	－駆動原動機として電動機のみを搭載したもの	ＮＯ			［新規］	
8702.90		［略］		8702.90		［同左］	
87.03		乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。）		87.03		乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。）	
8703.10		［略］		8703.10		［同左］	
		－その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）のみを搭載したものに限る。）				－その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したものに限る。）	
8703.21 ～ 8703.24		［略］		8703.21 ～ 8703.24		［同左］	
		－その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）				－その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）	
8703.31 ～ 8703.33		［略］		8703.31 ～ 8703.33		［同左］	
8703.40	000	－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）	ＮＯ			［新規］	
8703.50	000	－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）	ＮＯ			［新規］	
8703.60	000	－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）	ＮＯ			［新規］	
8703.70	000	－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）	ＮＯ			［新規］	
8703.80	000	－その他の車両（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）	ＮＯ			［新規］	
8703.90		［略］		8703.90		［同左］	
87.04 ～ 87.10		［略］		87.04 ～ 87.10		［同左］	